

福祉サービス第三者評価結果報告書

【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	ぬくもりのおうち保育 城東中央園	
運営法人名称	ぬくもりのおうち保育株式会社	
福祉サービスの種別	小規模保育事業A型	
代表者氏名	施設長 小松 夢生	
定員（利用人数）	17 名	
事業所所在地	〒 536-0005 大阪府大阪市城東区中央1-3-6	
電話番号	06 - 6180 - 9090	
FAX番号	06 - 6180 - 9090	
ホームページアドレス	https://www.nukumorinoouchi.com/nursery/jotochuo/	
電子メールアドレス	jotochuo@nummk.com	
事業開始年月日	平成30年9月1日	
職員・従業員数※	正規 5 名	非正規 2 名
専門職員※	保育士 5名	
施設・設備の概要※	[建物] 鉄筋コンクリート造7階建のうち1階	
	[設備等] 保育室3室、調理室、沐浴室、トイレ、事務所	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】

こどもが「その人らしく成長できる保育」を保育者と保護者とともにつくる

【保育方針】

- ・一人ひとりのこどもや保護者を大切にする保育
- ・こどもの思いを受け止める保育
- ・一人ひとりのこどもの発達状況に応じた保育
- ・こどもを信じて待つ保育

【施設・事業所の特徴的な取組】

【少人数でアットホームな安心できる空間】

少人数の特性を活かし、一人ひとりの思いや表情に丁寧に寄り添う保育がおこなわれています。家庭的で温かい雰囲気の中で、こどもは安心して自分らしさを発揮し、のびのびと過ごしています。保育士は発達段階に応じた声かけや支援を心がけ、個々の成長を見守りながら、主体的に関わる力を育てています。

【月1回の食育プログラムによる体験的な学び】

毎月1回、季節の食材に触れる食育プログラムを実施しています。給食に使用された食材を実際に見て、触ってみる体験を通して、食への関心や「食べることの楽しさ」を自然に学べるよう工夫されています。栄養士や保育士が連携し、こどもの年齢や理解に合わせた活動をおこなうことで、食文化への理解を深めています。

【自然に親しむ豊かな野外活動】

毎日一定時間、近隣の公園などで戸外遊びをおこない、季節の変化や自然の心地よさを感じながら体を動かしています。草花や虫など身近な自然との関わりを通して、好奇心や探究心を育てる機会となっています。こうした活動は体力づくりに加え、友だちとの関わりや協調性を育む時間にもなっています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	保育第三者評価株式会社
大阪府認証番号	270066
評価実施期間	令和7年8月12日～令和8年1月15日
評価決定年月日	令和8年1月15日
評価調査者（役割）	2401C026（専門職委員） 2401C011（運営管理委員） （ （

【総評】

◆評価機関総合コメント

大阪メトロ蒲生四丁目駅から徒歩8分の場所にあり、旧大阪市城東区民ホールを活用した園舎は、地域に親しまれた落ち着いた環境にあります。徒歩30秒ほどで到着する近隣の公園へは、信号を渡らずに向かえるため、日々の戸外活動に安心して利用できる恵まれた立地です。園内は少人数ならではの家庭的で温かな雰囲気に入れ、こどもが自分らしさをのびのび発揮できる環境が整っています。

理念に掲げる「その人らしく成長できる保育」をもとに、一人ひとりの思いを受け止め、発達段階に応じた支援が丁寧におこなわれています。

保育内容では、給食に使用した食材に触れる食育活動や、近隣公園を活用した毎日の戸外遊びが挙げられ、自然への興味や体力づくりを促しています。英語講師による活動や保育参加、親子遠足など、さまざまな体験の機会も設けられています。また、安全面では事故予防に配慮した環境づくりが進められています。

保護者支援としては、個人懇談を年2回実施し、保育参加後には保護者と職員がこどもの様子を話せる機会を設け、家庭とのコミュニケーションが図られています。加えて、ICTツールを活用して週1回こどもの活動や普段の様子を写真で共有するなど、日々の姿が伝わる工夫もおこなわれています。また、おむつとおしり拭きは園が準備するため費用負担がなく、保護者の安心につながっています。さらに、ペーパータオルや食事用エプロンも園で用意しており、持ち物が最小限で済むよう配慮されています。

こうした日々の取り組みや環境づくりにより、こどもが安心して過ごせる雰囲気が育まれており、家庭とともにこどもの成長を支えていく体制が整えられています。

◆特に評価の高い点

【安全を最優先にした日々の取り組みと共有体制】

ヒヤリハットや事故が発生した際には、要因分析をおこない、改善策や再発防止策を速やかに整理して職員間で共有するなど、組織的な対応がしっかりと整えられています。特に、日々のヒヤリハットの収集を丁寧に実施しており、些細な気づきや少し気になることもためらわずに報告できる雰囲気があります。そのことにより、職員一人ひとりの安全に対する認識や視点が把握でき、園全体で共通理解を深める大きな基盤となっています。また、設備・備品の安全点検を毎日欠かさずおこない、点検項目・日付・点検者を記録することで、安全管理を日常的に徹底し、リスクの早期発見にもつなげています。こうした取り組みにより、職員が安心して業務にあたることができる環境が整っており、園としてこどもの安全確保を最優先に、継続的な改善へ取り組む姿勢がうかがえます。

【こどもの興味を引き出す体験型の学びと表現活動】

こどもが五感を使って楽しみながら学べる体験活動を大切にしています。英語あそびや感触あそびといった表現活動に力を入れており、特に外部講師による月2回の英語活動では、歌や簡単なやり取りを通して自然と言葉に親しめるようなプログラムが展開されています。また、公園の落ち葉を拾って制作に取り入れるなど、季節の素材に触れながら表現を楽しむ活動もおこなわれており、自然を通じた学びが広がっています。加えて、月1回の食育活動では、紙芝居で大豆から豆腐になる過程を紹介したり、実際に触れてみることで、素材の変化を体験しながら理解が深まる学びが準備されています。こうした多様な体験を重ねることで、こどもが主体的に学びへ向かう姿が育まれ、遊びと学びが自然につながる豊かな保育が展開されています。

【職員が安心して働ける温かな職場づくり】

施設長は2か月に1回の面談で、職員一人ひとりの気づきや悩み、働きかたについての声をじっくり聴き、必要に応じて全体へ共有することで、考えが自然と園全体に広がるよう工夫しています。持ち帰りの仕事や作業のための残業もなく、無理のない働きかたができることも安心感につながっています。こうした姿勢が、みんなで支え合いながらより良い保育をつくっていくとする温かな雰囲気を生み出しています。職員同士も普段から声を掛け合い、助け合いながら働ける関係が築かれており、有給休暇も協力し合って取得しやすい環境ができています。外部相談窓口の案内もあり、困ったときに頼れる場があることも心強い点です。これらの取り組みが、職員一人ひとりを大切にした働きやすい職場づくりに寄与しています。

◆改善を求められる点

【職員の専門性向上に向けた研修体制の整備】

職員のキャリアアップ研修については、個々の取得状況を把握し、本人の希望に応じて受講できるよう調整がおこなわれていますが、現状では外部研修に参加する機会が限られており、専門性を広げる学びの場が十分に確保されているとはいえません。園内での日常的な学びは一定程度整っているものの、より高度な知識や新たな視点を得る機会が少ないことが課題です。今後は、園内研修とあわせて外部の研修を積極的に取り入れ、職員一人ひとりの経験や興味に応じた研修機会を確保する仕組みづくりが望まれます。多様な研修に触れることで専門性がさらに深まり、組織全体の保育の質向上にもつながることを期待します。

【苦情対応における透明性の向上】

苦情解決の体制として、苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を設置し、重要事項説明書や入園説明会を通して保護者へ周知している点は評価できます。しかし現状では、寄せられた苦情の内容や解決結果について、公表する仕組みが整備されておらず、透明性の確保という観点で課題が残っています。申し立てがあった際には丁寧に記録・対応し、改善に向けた取り組みもおこなわれていますが、それらの経過や結果が外部に見える形で共有されていないため、園の取り組みが十分に伝わりにくい状況です。今後は、申し出た保護者等のプライバシーに十分配慮しながら、苦情の対応状況を適切に公表できる体制を整えられることを望みます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

自園がこどもたちの健やかな成長を支え、信頼できる存在であり続けるためにも、今回第三者評価を受審できてよかったです。良い評価をいただいた点や課題など自己評価だけでは見えにくいところなど、わかりやすく丁寧に説明していただきました。今後、職員一同で継続的に振り返りと改善に取り組み、こどもたちも保護者さんも、そして職員同士も大切にし、信頼され安心できる園であり続けられたらと思います。保育の質を向上させるためにも、外部の研修にも時間が許す限りは参加できるように手配できたらと思っています。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	理念や基本方針は、ホームページや入園のしおり、園見学用パンフレットなどに明記され、保護者にとってわかりやすい形で示されています。入園説明会でも資料を用いて丁寧に説明され、理念である「こどもがその人らしく成長できる保育を保育者と保護者でともにつくる」という思いが伝わるよう工夫がなされています。職員には入職時に理念や方針が説明され、理解を深める機会が設けられています。今後は、日常的に目に触れる掲示や、会議・研修の中で理念を振り返る場をさらに整えていくことで、職員全体の共通理解がより一層高まり、理念に基づく保育がより安定して展開されていくことを期待します。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	社会福祉事業全体の動向は、ニュースや本部からの情報をもとに把握し、園の経営状況と照らし合わせて分析しています。また、城東区の保育需要や空き状況を毎月確認し、中期計画の策定において地域の傾向を踏まえた運営方針の整理に活かされています。利用者数は本社へ報告され、情報共有が適切におこなわれています。今後は、人口動態や地域福祉計画を踏まえ、保育ニーズや利用者像を多面的に整理・分析することで、地域の変化を見据えた経営判断につながることを期待されます。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	経営環境に関する情報は、全社アナウンスや園長会議を通じて共有され、保育内容や人材育成についても議題として取り上げられています。中期計画をもとに経営課題の整理を進め、職員体制や設備整備などの項目について優先順位を明確にしながら、園長リーダーや役員へ提案する体制が整えられています。また、障がい児加配に伴う人材配置については、より良い体制づくりに向けた検討が継続的に進められており、園として取り組むべき課題を共有しながら前向きに改善を重ねています。今後は、職員への情報共有の仕組みをさらに整えることで、課題への対応がより具体的に示され、改善に向けた方向性が一層明確になっていくことが期待されます。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	法人の理念を基盤に、中期的な事業計画が策定されています。計画では課題を整理し、対応策を具体化するとともに、数値目標や成果指標を設定して実施状況を評価できる体制が整えられています。今後は、計画の進行に合わせて定期的な検証をおこない、社会情勢や地域ニーズに応じた見直しを加えていくことが求められます。こうした取り組みを重ねることで、計画は実効性を高め、園全体の方向性を共有しながら継続的な改善につなげていくことを期待します。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	中期計画を反映した単年度の事業計画が策定され、行事計画にとどまらず運営全体を見通した事業計画として位置づけられています。大阪市の公表資料を活用し、区内の待機児童数など外部データを引用することで、計画に客観的な数値が反映されています。今後は、こうした外部データに加えて園独自の数値目標や成果指標を設定し、達成状況を定期的に確認できる仕組みを整えることが課題です。これらの取り組みを重ねることで、計画の実効性が一層高まり、園全体の運営改善につながっていくことを期待します。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画は策定されており、運営の方向性を示す基盤として整えられています。計画の内容を職員に広く共有する取り組みについては、これから進められていく段階です。今後は、会議や面談などを通じて職員が計画の趣旨を理解し、自らの意見を反映できる仕組みをつくることが望まれます。さらに、実施状況を定期的に確認し、評価・見直しを積み重ねることで、計画が組織的に機能し、改善のサイクルが確かなものとなっていくことを期待します。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	入園説明会では、園のしおりや重要事項説明書を用いて、園の方針と年間の取り組みの概要を説明しています。これらの内容には事業計画の趣旨が含まれており、保護者が園の目指す方向を理解できるよう配慮されています。今後は、計画の主な内容をわかりやすくまとめた資料を整備したり、掲示や説明の機会を設けたりすることで、保護者の理解がさらに深まることが望まれます。こうした取り組みにより、園と家庭との信頼関係がより強まり、運営方針への共感や協働の意識が育まれていくことを期待します。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	自己評価は毎年実施され、園全体として保育の現状を把握する仕組みが継続しています。施設長は研修や会議を通じて情報を伝達し、職員の意識統一を図っています。また、昼礼や週会議を通して日々のこどもの姿や保育内容について情報共有がおこなわれ、職員間のコミュニケーションを重ねることで保育の見直しが図られています。今後は、自己評価や第三者評価で明らかになった課題や成果について、分析・検討する場を組織として位置づけ、定期的に改善策を検討する仕組みが整えられることで、PDCAサイクルがより機能的に展開されていくことを期待します。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	日々の保育や行事後には意見交換をおこない、保護者からの連絡帳や口頭での意見も共有して改善に活かしています。また、昼礼や週会議で話し合いを重ねながら、内容は議事録として整理されています。今後は、成果や課題を文書として整理し、職員間で共有したうえで改善計画に反映することで、取り組みの一貫性がより高まります。さらに、担当者や実施時期を明確にし、進捗を定期的に確認できる仕組みを整えることで、計画的な改善が継続し、保育の質の向上につながっていくことを期待します。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	施設長は、会社から示される方針を職員へ丁寧に共有し、日常のやり取りを通して自身の役割や考えを伝えることで理解の促進を図っています。また、避難訓練では施設長不在の場面を想定した役割分担を話し合い、役割表を掲示するなど、実践を通して責任を確認できる仕組みが整えられています。こうした働きかけにより、職員が安心して業務に取り組める体制づくりが進んでいます。今後は、役割や責任、施設長不在時の権限委任についても文書として整理し共有することで、より明確で安定した運営につながることを期待されます。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	施設長は、節度ある態度や適切なコミュニケーションを意識し、職員に対して社会人としての基本的な姿勢を示しています。利害関係者との関係においても適正に対応しており、信頼関係の維持に努めています。今後は、経営や法令遵守に関する研修を積極的に受講し、専門的な知識を深めるとともに、学んだ内容を職員間で共有していくことが求められます。園全体で理解を広げることで、法令遵守に関する意識が一層高まり、より安定した運営につながっていくことを期待します。	

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は、昼礼や週会議を通してこども一人ひとりの様子や環境の変化を丁寧に共有し、どのような対応が望ましいかを職員とともに話し合う場を大切にしています。気づき合い、意見を伝え合える雰囲気づくりが進んでおり、改善点や支援方法について自然に議論が生まれる体制が整っています。2か月に1回の個人面談では日々の振り返りをもとに助言をおこない、そこで得た学びが個別指導計画にも反映されるよう働きかけています。また、小規模園の特性を生かし、事故予防にも力を入れており、ヒヤリハットの丁寧な共有やチェックリストの活用で安全管理を強化しています。こうした取り組みを施設長が中心となって進め、職員の成長を促しながら保育の質向上につなげてます。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は、行事や日々の業務において担当者を明確にしつつ、職員全体で協力して取り組めるよう調整をおこない、業務が一部に偏らないよう配慮しています。また、人員に余裕がある際には他園の支援に入ることもあり、その経験を業務の見直しに役立てています。日常の中では、職員同士が業務の気づきや課題をその都度共有できる環境が整えられています。今後は、日々の話し合いで出た課題や改善の方向性を整理し、業務の進め方や役割分担を園として共有できる仕組みを整えることで、改善の取り組みが継続しやすくなり、業務の実効性がさらに高まることが期待されます。	

評価結果

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	9月には翌年度の採用動向を把握し、必要な人員を見通す仕組みが整えられています。採用後は外部研修と園内での実践研修を組み合わせ、早期に実務へ活かせるよう支援しています。また、継続的な面談により安心して相談できる環境が生まれ、メンタル面からも定着を支えています。今後は、人材育成計画と日々の研修・面談をより一体的に運用し、計画的な育成を通じて安定した人材確保と職員の成長が継続していくことを期待します。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	キャリアアップ研修の必要項目が周知されており、職員が自ら研修計画を立てやすい環境が整えられています。また、人事考課規程・賃金規程など、人事管理に関わる規程が整備され、基本的な仕組みは整えられています。今後は、待遇や配置、キャリアアップの仕組みを職員にわかりやすく説明し、理解を深める場を設けることが課題です。こうした取り組みを進めることで、評価と処遇の関係がより明確になり、人事管理の実効性が一層高まっていくことが期待されます。	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	職員の勤務希望や家庭事情は、日々の対話や定期的な面談を通して丁寧に把握され、シフト作成に柔軟に反映されています。残業は発生しておらず、勤怠はシステムと個別記録によって適切に管理され、負担の偏りが生じないよう配慮されています。職場には相談しやすい雰囲気があり、職員同士が自然に声を掛け合いながら支え合う関係が築かれています。人間関係の良さは働きやすさにもつながり、有給休暇も互いに協力しながら取得しやすい環境が形成されています。外部相談窓口の周知もおこなわれており、安心して勤務できる体制が整っています。こうした取り組みが、職員一人ひとりの意向を尊重した働きやすい職場づくりにつながっています。	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	2か月に1回の面談では、日々の保育での気づきや課題などを丁寧に聞き取り、助言や支援につなげるなど、職員一人ひとりに寄り添った育成がおこなわれています。年2回の自己評価面談では、自身の実践を振り返り、次につながる視点を共有する機会として活用されており、対話を大切にした育成の風土が育っています。今後は「期待する職員像」を育成の方向性として明確に共有していくことが望まれます。さらに、年度当初・中間・年度末の3回に面談をおこない、目標の設定や達成度を確認できる仕組みを整えることで、計画的な人材育成の推進が期待されます。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c
(コメント)	園内では、マニュアルを活用した基本的な研修や、保育の心構え・社会人としての姿勢に関する共有がおこなわれています。また、施設長が社内研修で得た内容を職員に伝え、必要な情報を共有する機会も設けられています。現時点では、外部研修に参加する機会は限定的であり、学びの幅を広げる仕組みづくりはこれからの段階です。今後は、外部研修の活用も視野に入れながら、年間を見通した研修の方向性を整理することで、研修内容がより体系的になり、職員の専門性向上につながる取り組みに発展していくことを期待します。	
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	c
(コメント)	職員のキャリアアップ研修については、個々の取得状況を把握し、本人の希望に応じて受講できるよう調整がおこなわれています。必要な研修を受けられるよう配慮されている点では、職員の学びを支える体制が一定程度整っています。現時点では、外部研修に参加する機会は限られており、専門性を広げる学びはこれから充実していく段階にあります。今後は、園内での学びとあわせて外部の研修を取り入れる仕組みを整えることで、職員一人ひとりに応じた研修機会がより確保され、育成の充実につながっていくことを期待します。	

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習生の受け入れに関する基本姿勢が明文化され、実習生マニュアルが整備されています。マニュアルには対応の流れや留意点が示されており、今後の受け入れに向けた基礎が整えられています。今後は、担当者への支援体制を整え、受け入れ時の指導や連携が円滑におこなえるようになることが望まれます。これらの取り組みを通じて、実習生が安心して学べる環境が形成され、園全体として専門職育成に寄与できる体制が確立されていくことを期待します。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	玄関に「法定代理受領の通知について」が掲示され、保護者に対して制度や手続きの仕組みを分かりやすく情報提供する工夫がおこなわれています。第三者評価は今回が初めての受審であり、その結果も公開される予定です。今後は、情報公開の範囲をさらに広げていくことが求められます。特に、苦情への対応や改善の取り組み、事業計画や財務に関する内容など、共有できる情報の発信を進めることで、園の透明性が一層高まることが期待されます。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	園内の小口管理については施設長と主任が分担しており、さらに月2回の現金実査を施設長と職員の2名でおこなうなど、複数人で確認できる体制が取られています。また、社労士や外部経営顧問による監査支援を受け、公正性を確保する取り組みも進められています。現在、事務経理や取引に関するルールは口頭での説明を基本としています。今後はこれらを文書として整備することで、職務分掌や権限・責任がより明確になり、職員への周知も進むことを期待します。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	近隣の関係者との交流が継続しておこなわれており、ハロウィンではこどもたちへのお菓子の提供、クリスマスでは訪問による関わりなど、季節の活動を通して温かなつながりが育まれています。また、勤労感謝の日には消防署と併せて日常的に関わりのある地域住民のかたを訪問し、こどもたちが手作りの作品を届ける機会を設け、地域のかたと触れ合う体験が広がっています。今後は、地域との関りかたについて基本的な考えかたを文書化することで、職員間での共有が進み、交流の目的や位置づけがより明確になります。これにより、継続的な取り組みがさらに発展し、外部とのつながりが一層深まっていくことを期待します。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
(コメント)	外部の人材がこどもと関わることについて前向きに取り入れていきたいと考えています。現時点では、ボランティアの受入れに関する文書化や、登録手続き・配置・事前説明を整理したマニュアルの整備が課題となっています。あわせて、こどもと関わる際に必要な視点を共有できるよう、研修や支援の仕組みを整えることも求められます。今後は、園の規模や年齢構成に配慮しながら、地域の教育機関と連携し、学生や児童に学びや体験の場を提供するなど、地域に根差した活動を少しずつ広げていくことを期待します。	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	関係機関の連絡先をマニュアルに整理し、職員がすぐに確認できるよう工夫されています。保管場所や利用方法についても園内で共有されており、必要時に迅速に相談や連携が図れる体制が整えられています。また、保育・幼児教育センターへの相談や、転園先との情報共有など、状況に応じた外部との連携もおこなわれています。今後は、地域の協議会やネットワーク活動への参加を進め、社会資源を整理したうえで職員への周知をさらに強化することで、連携の見通しがより明確になり、協働の実効性が高まること が期待されます。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
(コメント)	日常的な保育や保護者とのやり取りを通じて子育て家庭の状況に触れる機会があり、地域の実情に接する場面が積み重ねられています。今後は、子育て支援機関や地域のネットワークを通じての情報収集や、保護者や地域住民からの意見を取り入れる仕組みを整えていくことで、地域の福祉ニーズをより幅広く把握していけると考えられます。こうした取り組みを進めることにより、園が地域の状況を的確に理解し、必要に応じた支援や交流の基盤を築いていくことを期待します。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	法人では子育て支援事業として、専門家の監修を経た子育て講座を開催しており、園もその開催園の一つとなっています。これにより地域の保護者が日常の育児に役立つ知識を学べる機会が提供されています。今後は小規模園ならではの保護者との距離の近さや家庭的な雰囲気を活かし、地域の子育て家庭に向けた情報提供や相談窓口機能を充実させることが望まれます。こうした活動を継続することで、園が地域に開かれた存在として公益的な役割を果たしていくことを期待します。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	こどもを尊重した関わりを大切にする姿勢は職員全体で共有されており、日々の保育の中でこどもの気持ちや選択を尊重する関わりを心掛けています。服務規程には人権に関する項目が設けられ、職員が共通の基盤をもって実践に取り組めるよう位置づけられています。また、施設長が受講した研修内容を職員へ伝達する形で人権研修や不適切保育に関する学びの機会が設けられ、実践への意識づけが図られています。今後は、こうした実践状況を定期的に把握・評価し、必要な対応を検討する仕組みを整えることで、こどもを尊重した保育の姿勢がより一貫して定着していくことを期待します。	

Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	写真の取り扱いについては保護者から同意を得たうえで実施しており、同意書の内容に沿って家庭ごとの意向を丁寧に確認しながら対応しています。おむつ交換や着替えの際には、外部から見えにくい位置でおこなうなど、日々の関わりの中でこどもの気持ちを大切にしたい配慮がされています。今後は、こうした実践を園として整理し、プライバシー保護に関する基本的な考えかたや具体的な対応をマニュアル化して共有することで、職員間の共通理解が深まり、一貫した取り組みにつながることを期待します。	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	見学を希望する保護者に対して資料を用いた丁寧な説明をおこない、電話やメールでの相談にも柔軟に対応しています。見学の際には、施設環境や保育内容だけでなく、園生活の流れや行事についても具体的に紹介され、安心して選択できるよう配慮されています。さらに、日本語以外にも対応できる複数言語のパンフレットを作成し、必要に応じて活用しているほか、区役所へ定期的に配布するなど、地域全体での情報提供にも努めています。見学に関するやり取りや保護者からの要望は職員間で共有され、説明の一貫性が保たれています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	入園時には家庭ごとに個別説明をおこない、保護者の状況や希望を丁寧に聞き取りながら対応しています。入園のしおりには必要な内容がわかりやすく記載されており、保育必要時間申請書や勤務証明書の提出を受けたうえで、保育時間決定承認書を双方で確認し、誤解が生じないようにしています。今後は、説明内容や流れを記録化し職員間で共有することで、誰が対応しても一貫した説明がおこなえる体制が整い、保護者がより安心して保育を開始できる環境づくりが進むことを期待します。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	必要に応じて、次に通う園へ連絡を行う取り組みがおこなわれています。修了後も訪問や電話による相談を受け入れており、家庭とのつながりを大切にする姿勢がうかがえます。今後は、こどもと保護者が安心して次の生活へ移行できるよう、全員分の引継ぎ文書を整備することが望まれます。また、利用終了後も相談できる窓口や担当者を明示した案内を渡すことで、保育の継続性を一層確かなものにしていくことが期待されます。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足度の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	日々の保育の中で、こども一人ひとりの表情や体調の変化に丁寧に目を向け、安心して過ごせるよう配慮されており、こどもの姿から満足度を読み取る取り組みがおこなわれています。また、保育参加後には保護者と話す時間を設け、日頃の様子や意見を聞き取る機会となっています。個人懇談も年2回、希望を確認したうえで実施しており、家庭との対話を通して支援の質を高める工夫が見られます。今後は、利用者満足に関する調査を定期的におこない、把握した結果を整理・分析し、改善状況を共有する仕組みを整えることで、利用者の声がより反映される運営につながることを期待されます。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
(コメント)	苦情解決の体制として、苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を設置し、重要事項説明書に記載のうえ入園説明会で説明し、保護者に周知しています。苦情や意見が寄せられた場合には、内容を記録・保管するとともに、申し立て者へ経過と対応を伝え、改善に向けた取り組みを進めています。一方で、現状では苦情の内容や解決結果について、公表する仕組みが整備されておらず、透明性の確保という点で課題が残ります。今後は、申し出た保護者等のプライバシーに十分配慮しながら、公表体制を整えることで、より信頼性の高い運営につながることを期待します。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	必要に応じて相談や意見を述べやすいスペースを園内に設け、落ち着いた環境で話ができるよう配慮しています。玄関には意見箱を設置して匿名で意見を受け付けるほか、ホームページの問い合わせフォームを活用するなど、多様な方法で保護者の声を収集しています。日々の送迎時にも職員が丁寧に声をかけ、気軽に相談しやすい雰囲気づくりに努めています。また、相談内容に応じて適切な相談先を選べるよう、子育て支援室等の専門的な相談窓口が記載された子育て応援マップのリーフレットを保護者へ配布し、周知しています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	送迎時は職員が交替で玄関対応をおこない、保護者一人ひとりに丁寧に対応することで、安心して相談できる体制を整えています。行政や書類に関わる内容は確認を経て正確に対応し、相談や意見は職員全体で共有しています。その上で検討が必要なものは協議をおこない、迅速かつ適切に対応しています。保護者の意見を積極的に取り入れるため、懇談や行事後アンケートなどを通して意見を把握し、今後の運営に反映しています。一方で、相談や意見を受けた際の記録方法や報告手順、対応策の検討方法を定めたマニュアルの整備は十分ではありません。今後は、マニュアルを整備し、対応内容の記録と定期的な見直しを望みます。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	ヒヤリハットや事故が発生した際には、要因分析をおこない、改善策や再発防止策を速やかに整理し、職員間で共有しています。また、日々の昼礼では、共有された事例を基にリスクマネジメントに関する検討をおこない、具体的な対策や日常の注意点について意見交換する体制を整えています。事故発生時の対応については、責任体制や手順を明確にし、マニュアルに基づいて全職員へ周知しています。さらに、設備・備品類の安全点検を毎日実施し、点検項目・日付・点検者を記録することで、安全管理の徹底に努めています。また、安全確保や事故防止に関する研修では、心肺蘇生法やプール活動時の安全対策など、実践的な内容を取り入れ、職員一人ひとりの安全意識の向上を図っています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	感染症の予防および発生時の対応について、マニュアルを整備し、全職員への周知徹底を図っています。感染症が発生した際や流行状況によっては、保護者に対して玄関掲示やアプリ配信を通じて速やかに情報を発信し、わかりやすい形で状況を共有しています。必要に応じて自治体への報告もおこなうなど、適切な対応を実施しています。また、感染症や食中毒が多く発生する時期には園内研修を実施し、職員の対応力と予防意識の向上を図っています。今後は、感染症対策に関する責任や役割をより明確にし、緊急時対応を含めた安全確保体制や担当者の設置を明文化するなど、組織的な体制整備を期待します。	

Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	災害発生時の職員体制や避難場所、避難方法については明確に定められ、園児引き渡しカードを準備するなど、保護者との連携を図りながら迅速な避難がおこなえるよう備えています。非常食や飲料水は備蓄リストを作成し、管理者を定めて定期的に点検・補充をおこなうなど、継続的な備蓄管理が実施されています。また、消防署による救命講習の受講や月1回の避難訓練を通して、職員の防災意識と対応力の向上に努めています。避難ルートの示しかたには改善の余地があり、複数の避難経路を分かりやすく提示できていない点や、災害時のこども・保護者・職員の安否確認方法について明確化が進んでいない点が課題です。今後は、これらの体制整備を進めていくことを求めます。	

	評価結果
--	------

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	園外（散歩）マニュアルやプールマニュアルなど、活動に応じた実施方法は整備され、職員にも周知されています。しかし、保育全般を対象とした標準的な実施方法の文書化は十分とは言えません。標準的な実施方法とは、保育に携わる職員が共通して理解し、基本的な手順や留意点を明確にするものであり、園の環境に応じた業務の流れを示すことが重要です。今後は、現在職員間で共有されている実施方法を文書化し、誰もがいつでも閲覧でき、日常的に活用できる仕組みを整えることで、統一した保育の実施につながることを望みます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
(コメント)	保育全般に関する標準的な実施方法についての文書化が十分ではなかったため、現状の定期的な検証や、必要に応じた見直しを組織的におこなう体制や、その実施状況を確認することができませんでした。今後は、標準的な実施方法を整備したうえで、こどものニーズの変化や新たな知識・技術の導入などを踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しをおこなうことを求めます。また、見直しをおこなった際には、標準的な実施方法の改訂履歴や検討会議の記録を適切に残されることを望みます。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント)	保育開始前には、保護者への聞き取りをおこなう手順が施設として定められており、入園時の情報や日々の観察、保護者との情報交換を通してこどもの状況や家庭のニーズを的確に把握しています。全体的な計画に基づき、こどもの発達過程や家庭の状況をふまえて指導計画を作成し、その内容は個別の計画にも反映されています。また、本部関係者や区の保健師が来園し、多面的な視点からこども理解を深める取り組みもおこなわれています。一方で、指導計画の作成における責任者が明記されておらず、役割の明確化が課題です。今後は、責任の所在を明らかにし、継続的に質の高い指導計画が運用されることを望みます。	

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント) 指導計画は、週末および月末に振り返りをおこない、こどもの姿や職員の気づきをもとに内容の見直しを実施しています。保護者の意見や要望についても、懇談や連絡帳などを通して把握し、家庭での様子や意向を計画に反映できるよう努めています。次回の指導計画を作成する際には、前回の内容を確認し、改善点や課題を整理したうえで見直すなど、継続的な改善に向けた取り組みがおこなわれています。今後は、指導計画の見直しをおこなう具体的な時期や記録の方法、変更手順、関係職員への周知方法についての明確化を期待します。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント) こどもの発達状況や生活の様子については、園が定めた統一様式に基づいて記録し、全職員で共有しています。記録内容や書き方に差異が生じないように、入社時に記入方法を説明するとともに、見本をファイリングして随時確認できるようにするなど、記録要領の整備と職員指導がおこなわれています。また、保育所内における情報の流れが明確化されており、昼礼や共有ノートなどを活用して日々の情報共有を進めています。さらに、指導案や記録類はICTシステムで一元管理し、必要な情報を迅速に確認できる体制を整えるなど、組織的な情報共有の仕組みを構築しています。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント) こどもの記録の保管場所や保管方法については、鍵付き書庫で厳重に管理し、個人情報の管理責任者を施設長として定めることで、適切な管理体制を整えています。個人情報の取扱いについては、入園説明会で重要事項説明書を用いて保護者へ丁寧に説明し、同意を得ています。職員に対しても、個人情報保護の観点から教育や指導をおこない、日常業務の中で正しい取扱いが徹底されています。一方で、記録の保存期間や廃棄方法に関する規定、保護者への情報開示の際のルールや手順が明確化されておらず、これらの整備が今後の課題となります。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A-1-（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
（コメント）	保育理念や保育の方針・目標に基づき、こどもの心身の発達や家庭、地域の実態をふまえて全体的な計画を毎年作成しています。園独自の特色を生かしながら編集し、日々の保育に無理なく反映できる内容となるよう工夫しています。年度末には年間の取り組みを評価し、その結果を次年度の計画に生かしています。一方で、全体的な計画の作成に保育に関わる職員が参画できておらず、現場の視点が十分に反映されにくい点が課題です。今後は、作成段階から職員が意見を出し合い、協働して計画づくりに取り組める体制整備を望みます。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	室内の温度・湿度・換気・採光などは、温度湿度計を用いて常に適切に管理し、こどもが快適に過ごせる環境を整えています。設備や寝具の衛生管理にも努め、閉園前には玩具や壁面の消毒をおこなうなど清潔な状態を維持しています。家具の角があるものにはクッション材を使用し、安全面にも十分に留意しています。また、一人ひとりがくつろいで落ち着いて過ごせる場所を確保し、食事や睡眠のための心地よい生活空間を整えるとともに、手洗い場やトイレも明るく清潔に保ち、こどもが安心して利用できるよう工夫しています。	
A-1-（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	一人ひとりの発達段階や家庭環境から生じる個人差を丁寧に把握し、職員間で共有することで、その子がその子らしく安心して園生活を送れるよう支援しています。こどもが自分の気持ちを安心して表現できるよう、保育者は落ち着いた声掛けをおこない、こどもの思いに寄り添う温かい関わりを大切にしています。自分をうまく表現できないこどもに対しても表情やしぐさから気持ちをくみ取り、受け止めるよう努めています。また、こどもが自分で次の行動を考えたり見通しをもって過ごせるよう、穏やかで肯定的な声掛けを意識し、必要以上に制止したり急かしたりすることのない、安心感のある関わりを実践しています。	
A-1-（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	こどもが基本的な生活習慣を身につけられるよう、一人ひとりの発達段階に応じて、こどもが自分でできる範囲のことに意欲的に取り組めるよう援助しています。強制することなく、「自分でやってみよう」という気持ちを尊重し、見守りや助言を通して主体性を育てています。また、活動と休息のバランスにも配慮し、無理のない生活リズムで過ごせるよう工夫しています。片づけの場面では、玩具の写真をおもちゃ箱に貼ることで、どこに戻すかが一目でわかる環境を整え、こどもが自分で片づけに取り組みやすいよう配慮しています。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	こどもが自主的・自発的に生活や遊びを楽しめるよう、興味や関心に応じて活動を選べる環境を整えています。玩具はこどもの成長に合わせて配置し、自分で選んで手に取れるよう工夫しています。生活の場では、それぞれに自分のマークを付け、ロッカーや靴箱、椅子などを自分で使えるようにし、主体的な行動を促しています。戸外では近隣の公園や地域の散歩を通して自然や人との触れ合いを楽しみ、消防署の方や地域のかたと関わる機会も設けています。また、英語あそびや感触あそびなどの表現活動にも力を入れており、英語は外部講師を招いて月2回実施することで、こどもが楽しく言葉に親しみ、主体性を発揮できる保育を展開しています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	0歳児が一日を安心して過ごせるよう、家庭の生活リズムを尊重しながら、徐々に園のリズムへ移行できるよう配慮しています。授乳・食事・睡眠・排泄などの生活リズムについては、職員間で共通理解を図り、どの職員が対応しても一貫した関わりができる体制を整えています。初期には特定の保育者が中心となり、愛着関係を築けるようにするなど、こどもの状態に合わせて柔軟に対応しています。日々の保育では、優しい語りかけやアイコンタクト、気持ちの代弁などを通して情緒の安定を図り、こどもの興味や関心に応じた遊びや探索活動を取り入れています。家庭との連携を密にし、発達や生活リズムの共有を通じて、一人ひとりに応じた丁寧な保育をおこなっています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	1・2歳児の保育では、一人ひとりの発達段階や気持ちに寄り添い、こどもの「やってみたい」という意欲を尊重しています。できたときにはしっかりと褒めて自信につなげ、難しい場面では時間に余裕をもってさりげなく援助し、達成感を味わえるよう支援しています。探索活動が十分におこなえるよう環境を整え、安心して自発的に遊べる雰囲気づくりを大切にしています。こどもの自我の芽生えを受け止め、玩具の取り扱いなどの際には気持ちを言葉にして互いに納得できるよう導いています。また、地域の人々や調理員に手作りのプレゼントを渡すなど、保育者以外の大人との温かな交流を図っています。家庭との連携も密におこない、保護者とともにこどもの成長を見守る体制が整えられています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	—
(コメント)	0歳児から2歳児が在園時となるため非該当	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	障がいのあるこどもが安心して過ごせるよう、個別指導計画を作成し、発達段階に合わせた保育をおこなっています。保育者はこども同士の関わりを見守りながら互いの思いを受け止め、共に成長できる関係づくりに努めています。また、家庭との連携を重視し、日々のやり取りを通して必要な情報を共有しながら支援につなげています。一方で、障がいのあるこどもが通う療育施設との連携が十分に図られておらず、専門機関との情報交換や助言を保育に生かす体制は課題です。さらに、職員の専門性向上に向けた研修の実施や、園全体の保護者に対する理解促進の取り組みも必要です。今後は、これらを充実させることで、より包括的で安心できる支援体制の構築を期待します。	

A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	こども一人ひとりの生活リズムや在園時間に応じ、1日の生活が途切れることなく連続性をもって展開できるよう工夫しています。こどもの興味や意欲を大切にし、遊び・食事・睡眠が自然につながるよう配慮し、こども主体の保育を実践しています。家庭的でゆったりと過ごせる環境を整え、登園して間もなく休息を必要とする子には布団を敷いて休める場を設け、集中して遊びたい子には机やサークルで落ち着ける空間を用意するなど、状況に応じて柔軟に対応しています。保育者間の引継ぎでは、登園時の情報共有や昼礼での伝達、ホワイトボードによる記録をおこない、どの職員も共通認識のもとで対応できるようにしています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
(コメント)	0歳児から2歳児が在園時となるため非該当	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	b
(コメント)	こどもの健康管理についてのマニュアルを整備し、それに基づいて一人ひとりの健康状態を丁寧に把握しています。登園時には体温や顔色、けが、鼻水の有無、家庭での様子などを視診・触診や保護者への聞き取りで確認し、職員間で共有しています。体調の変化や、けががあった際には保護者へ速やかに報告し、事後の確認もおこなっています。保護者には入園説明時に健康管理方針や感染症対応、SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する情報を伝え、理解促進を図っています。一方で、こどもの保健に関する保健計画は作成されておらず、今後は保健に関する年間計画を策定し、園全体で共有することで、より計画的で一貫した健康管理体制の確立を望みます。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
(コメント)	内科健診は年2回、歯科健診は年1回、嘱託医が来園して実施しており、結果は記録・保管のうえ全職員で共有しています。保護者には、歯科健診では医師の記録用紙をコピーして原本を渡し、内科健診では口頭で伝えています。6月の虫歯予防デーには、スポンジ製の歯ブラシを使い、紙に描かれたキャラクターの「歯」を磨く遊びを取り入れ、楽しみながら歯みがきへの関心を高める取り組みをおこなっています。一方で、健診結果を保健計画に反映する体制は整っておらず、今後は結果をもとにした健康教育や生活習慣づくりへの活用を期待します。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー疾患のあるこどもに対しては、こどもの状況に応じた適切な対応をおこなっています。配膳時にはダブルチェック表を用い、配膳した職員と食事介助にあたる職員が確認・署名をおこなう体制を整え、安全で安心な食事提供に努めています。保護者とも密に連携を取り、食事の提供においては他のこどもの相違に十分配慮しています。施設長や調理員は毎年社内研修を受講し、得た知識を職員全体に共有することで対応力の向上を図っています。また、こどもたちにはお皿の色や座席の違いなどについてその都度説明し、自然な理解が育まれるよう努めています。保護者には入園時にアレルギーの有無にかかわらず対応方法をわかりやすく説明し、保育参加の際には実際の対応の様子を見ていただくことで、理解を深めています。	

A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
(コメント)	こどもが食事の時間を楽しみにできるよう、保育の中で食に関する経験を計画的に取り入れています。食事の場面では「もぐもぐ」「おいしいね」といった温かな声かけを大切に、苦手な食材を一口食べられた時にはしっかり認めて自信につながるよう援助しています。月に一回の食育活動では、大豆が豆腐になる過程を紙芝居で紹介したり、実際に触れてみるなど、こどもが五感を使って楽しみながら学べる内容を工夫しています。連絡ノートや送迎時の会話を通して家庭と情報交換をおこない、一人ひとりに合った援助を実施することで、こどもが食への関心を深められるようにしています。	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		a
(コメント)	一人ひとりの発育状況や体調に配慮し調理の工夫をおこなっています。残食や喫食の記録をもとに保育者と調理員が給食会議を開き、意見交換を通して得た内容を本社調理へ報告・共有することで、メニューや調理方法の改善や献立内容の見直しにつなげています。季節感のある献立づくりや行事食の提供にも取り組み、食を通して豊かな経験が得られるよう配慮しています。また、調理員が子どもたちの食事の様子を見たり、直接話を聞いたりする機会を設け、こどもの声を日々の調理に反映しています。衛生管理マニュアルや点検表に基づき、清潔で安全な調理環境を維持しています。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-（1） 家庭との緊密な連携		
A-2-（1）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
（コメント）	こどもの様子を、印象に残った会話とともに連絡帳などへ記入し、保護者が園での姿を思い描けるよう、家庭との日常的な情報交換を実施しています。また、保育の意図や内容への理解を深めてもらうため、年2回の保育参加や保護者面談を実施しています。親子遠足も開催し、家庭と園が共にこどもの成長を見守る機会を設けています。さらに、アプリ配信によりこどもの活動写真を定期的に共有し、日々の様子を分かりやすく伝えています。	
A-2-（2）保護者等の支援		
A-2-（2）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
（コメント）	日々のコミュニケーションを大切に、保護者が気軽に話しかけやすい雰囲気づくりを心掛けています。相談があった際には、できるだけ早く日程を調整して面談をするなど、保護者の気持ちに寄り添った対応をおこなっています。就労時間やシフト、家庭の事情に応じて柔軟に対応し、安心して子育てや仕事が続けられるよう支援しています。相談内容は適切に記録し、関係職員で共有しています。対応が難しい場合や判断を要する内容については、主任や施設長などが連携して対応する体制を整えています。こうした取り組みを通して、保護者が不安を抱え込まずに安心して子育てができるよう、園全体で支援体制の充実を図っています。	

A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	虐待や権利侵害の兆候を見逃さないよう、こどもの心身の状態や家庭での養育状況の把握に努めています。職員が虐待の可能性を感じた場合には、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議できる体制を整えています。保護者の精神面や生活面に不安が見られる際には、面談を通して支援をおこない、必要に応じて自治体の相談窓口へ繋ぐなど、外部機関とも適切に連携しています。児童相談所等とは、連絡が必要な場合に迅速に対応できる体制を確立しています。また、虐待対応マニュアルに基づく職員研修を実施し理解を深めています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	保育者は、日々の保育記録や職員間の話し合いを通して、自らの保育実践を主体的に振り返り、改善へつなげる取り組みを継続しています。毎週の振り返りでは、立場や経験にかかわらず意見を出し合い、こどもの姿や保育のねらいを共有しながら、より良い援助方法について協議しています。自己評価にあたっては、活動の成果だけでなく、こどもの心の育ちや意欲、取り組む過程にも丁寧に目を向けており、こども理解を深めながら保育内容の質向上に努めています。さらに、こうした個々の自己評価は園全体で共有され、改善点や気づきを組織的に整理することで、園全体の保育実践の自己評価へとつなげています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	服務規程には「他人に暴行を加えないこと」と明記されており、体罰や暴言、威圧的な対応がおこなわれないよう周知しています。体罰等を伴わない援助技術を身につけるための研修や話し合いを実施し、職員一人ひとりが適切な支援方法を学んでいます。また、日常の中でこどもへの関わり方を定期的に振り返り「こんな時はどうしたらよいか」など意見交換をおこない、共通理解を深めています。さらに、職員が困難やストレスを抱え込まないように、2ヶ月に一度程度施設長との面談を設け、率直に相談できる環境づくりにも努めています。これらの取り組みにより、不適切な対応の未然防止と早期発見を図っています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	ぬくもりのおうち保育 城東中央園の保護者
調査対象者数	15名
調査方法	自記式WEB調査

利用者への聞き取り等の結果（概要）

保護者アンケートは在園児17名の保護者を対象に実施され、15名から回答が得られました。回答率は88%と高く、園への信頼や関心の高さが感じられる結果となりました。

多くの項目で肯定的な回答が寄せられ、「入園時の保育内容や方法の説明」「園だよりやクラスだよりによる情報共有」「給食内容の案内」「保育参加の機会」などが特に高く評価されています。また、9割以上の保護者が、入園時の説明や園のこどもたちの様子を見て、こどもを預けることの不安が軽減したと回答しており、保護者が安心して入園できる体制が整っていることがうかがえます。

自由記述欄には、「小規模で先生も多数いらっしゃるので、一人一人しっかり見てくださり安心感がある」「毎日いろんな工夫をされていて、こどもが楽しく過ごしている」「担任だけでなく園全体でこどもを見てくれる。イベントも多く、写真をアプリで共有してくれるのが嬉しい」といった声が多数寄せられました。さらに、「オムツが無料、園で支給なので親の負担が凄く減って助かっています」といった保護者支援の仕組みも喜ばれており、温かな雰囲気や職員の連携、保護者負担の軽減に向けた取り組みが高く支持されていることが分かります。

一方で、「こじんまりした発表会のような行事があると嬉しい」「こどもの様子やできたこと、友だちとの関わりをもう少し知りたい」といった前向きな意見も寄せられています。これらは園への信頼を土台とした改善希望であり、家庭との連携をより深めたいという思いが反映されています。こうした声を踏まえつつ、少人数を生かした丁寧な関わりと保護者との双方向のコミュニケーションをさらに深めることで、園の支援体制がより安定し、こどもの育ちを支える環境が一層充実していくことが期待されます。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

16

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等